

子ども医療費助成制度の新制度に係る 医療機関等向け説明会

令和6年12月

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課

会次第

1. 子ども医療費助成制度の新制度概要
2. 新制度開始に向けた医療機関等における
準備作業
3. 新制度開始後の事務の取扱い
4. 新制度開始に伴う自動償還方式の終了
5. その他

1. 子ども医療費助成制度の新制度概要

(1) 子ども医療費助成制度とは

ア 子どもに係る医療費の負担を軽減することにより，子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進することで，子どもの健康の保持増進を図ることを目的に，医療費の自己負担分を県と市町村で助成する制度

イ 実施主体は市町村

※県は市町村が助成に要した経費の一部を補助

ウ 現在，以下の2種類の事業を実施

県事業名	対象	支給方式
乳幼児医療費助成事業	未就学児(住民税課税世帯)	自動償還方式
子ども医療給付事業	未就学児～高校生まで (住民税非課税世帯)	現物給付方式

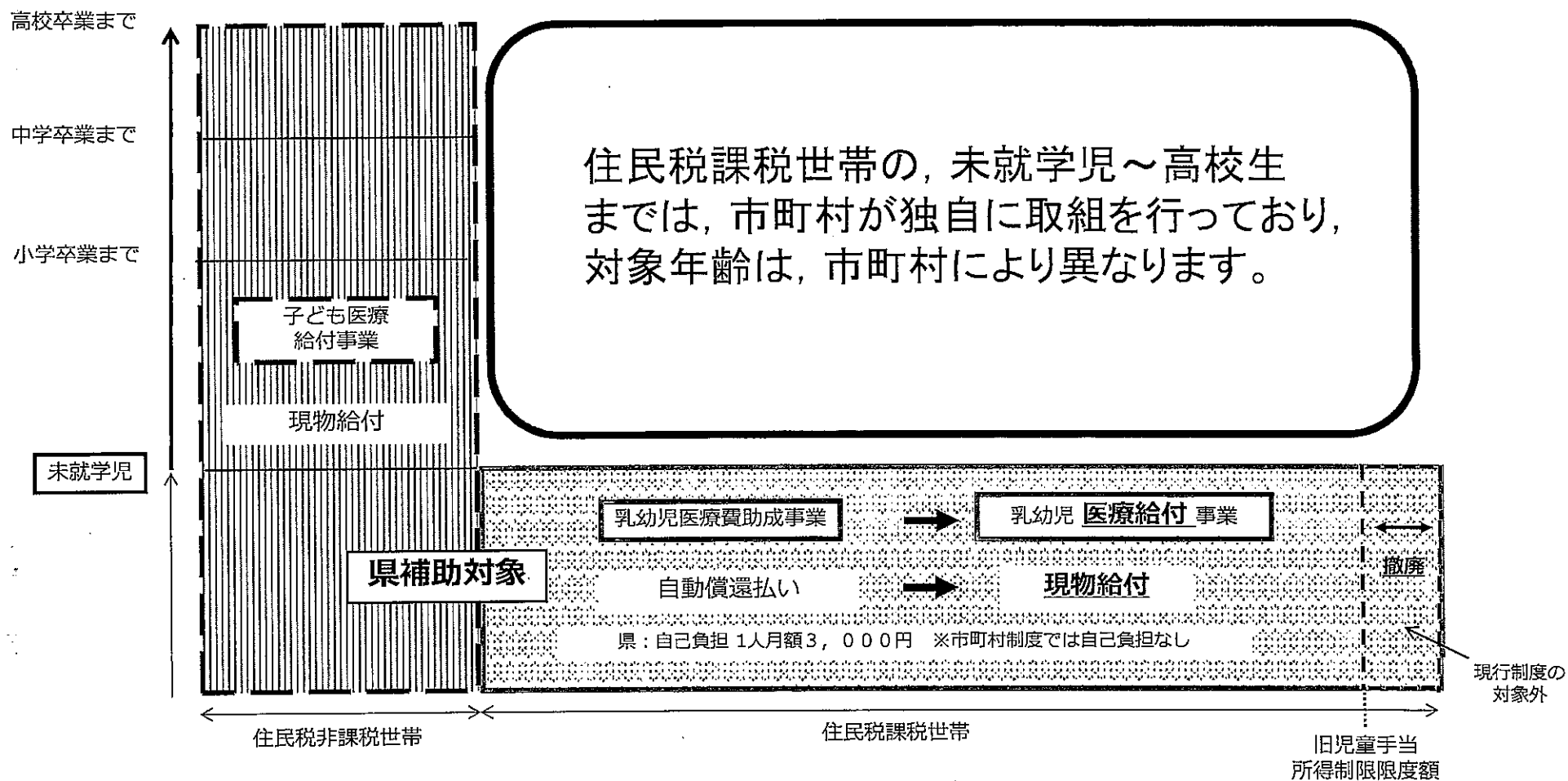
(2) 新制度概要

県から市町村への補助の新制度概要は以下のとおり
事業の実施主体である市町村において、対象年齢及び自己負担については拡充あり

	新 制 度	現 行 制 度
事業名	乳幼児医療給付事業	乳幼児医療費助成事業
対象者	未就学児(住民税課税世帯) (6歳に達する日以降の3月31日まで)	未就学児(住民税課税世帯) (6歳に達する日以降の3月31日まで)
支給方法	現物給付方式	自動償還方式
所得制限	無し	有り(旧児童手当の所得限度額に準拠)
自己負担額	有り(1人月額3千円)	有り(1人月額3千円)

※ 住民税非課税世帯については、現行の子ども医療給付事業による

(新制度イメージ)



2. 新制度開始に向けた医療機関等における準備作業

(1) 新制度の開始時期

令和7年4月からの開始を予定

(2) 主な準備作業

ア 医療機関等においては、新制度開始に伴いレセプトコンピュータの改修が必要となることが見込まれます

イ レセプトコンピュータの改修等，新制度開始に必要な対応について御協力をお願いします

※ 新制度開始に伴う協力依頼を，令和6年11月に県三医師会等経由で送付

※ 改修作業等に必要な市町村ごとの実施内容(対象年齢・自己負担)及び新制度で使用する公費負担者番号は参考資料1を御確認ください(枕崎市は令和6年11月時点から変更あり)

3. 新制度開始後の事務の取扱い

(1) 現物給付方式とは

対象者は、医療機関等の窓口でマイナ保険証等とともに子ども医療費給付受給資格者証（以下「受給資格者証」）を提示することにより、市町村が定める自己負担額※で医療サービスを受けることができます ※全市町村で窓口負担無料を予定

新制度開始後の本県の子ども医療費は、全ての対象者について現物給付方式により、原則実施されることとなります

(2) 対象者

住民税課税世帯	市町村が指定する年齢に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（年齢は市町村により異なります。）
住民税非課税世帯	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども

(3) 自己負担額

なし ※住民税課税世帯については市町村の制度によって変更となる可能性あり

(4) 助成対象となる子ども医療費

保険診療が適用された入院（食事の費用は除く），通院，調剤，訪問看護，柔道整復施術療養費に係る受診者の一部負担金

※受給資格者証の提示がない場合など，対象とならない場合があります

(5) 対象となる機関

県内の医療機関等

(6) 請求の流れ

ア 子ども医療費（現物給付方式）の審査支払業務については、
現行と同じ以下の2機関（審査支払機関）へ委託予定

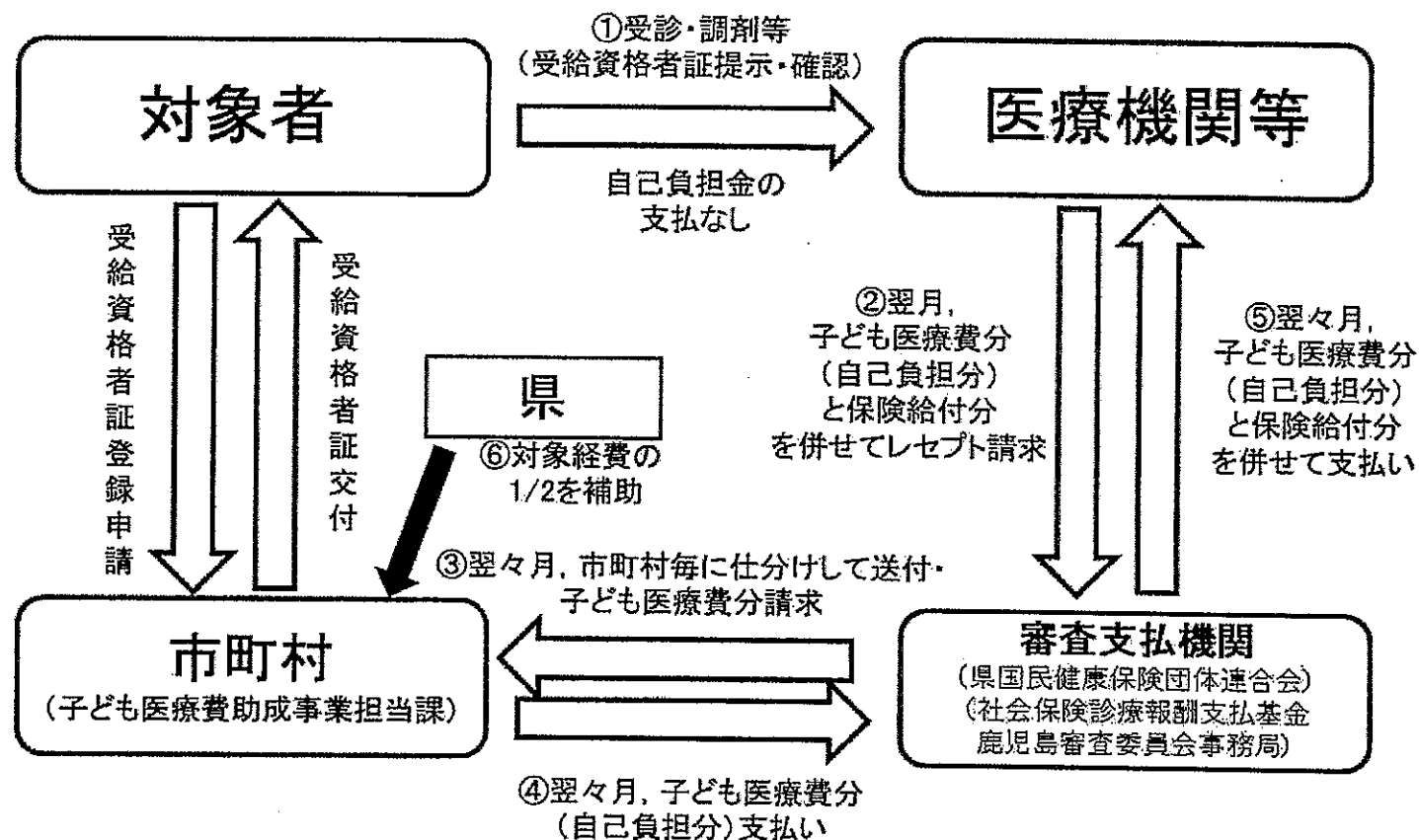
a 鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）

b 社会保険診療報酬支払基金鹿児島審査委員会事務局（以下「支払基金」）

イ 子ども医療費分は、併用レセプトにより保険給付分の請求
と併せて審査支払機関に請求し、請求月の翌月に審査支払機
関から支払われます

※ 柔道整復施術療養費については一部手続きが異なります

(請求スキーム)



※現物給付方式においては、併用レセプトを使用するため、現行の自動償還方式において各市町村が国保連を通じて医療機関等に支払っている報告事務手数料は発生しません

(7) 他の公費負担医療制度との関係

子ども医療費のほかに公費負担医療制度が適用される場合は、他の公費負担医療制度を優先的に適用します

その適用後に受給者負担金がある場合は、当該受給者負担金について、子ども医療費の助成対象となります

(8) スポーツ保険※の取扱い

学校等の管理下での負傷又は疾病など、スポーツ保険の対象となる医療費については、子ども医療費の助成の対象とはなりません

保護者から学校等の管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、保険診療の一部負担金相当額を保護者に請求してください

※スポーツ保険：独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付

(9) 受給資格者証

ア 受給資格者証の確認

医療機関等の窓口においては、受診の都度、対象者にマイナ保険証等とともに、市町村が発行する受給資格者証の提示を求め、内容を確認してください

イ 公費負担者番号

受給資格者証には市町村ごとに割り振られた公費負担者番号が記載されています

本県の子ども医療費に係る公費負担者番号は「8046」から始まる8桁の番号で、市町村の制度内容に応じて1つ又は2つ設定されています（参考資料1 参照）

ウ 受給資格者証の有効期間

受給資格者証の有効期間は、市町村により異なります

【公費負担者番号が1つの場合】

18歳到達年の年度末まで

【公費負担者番号が2つの場合】

1つ目の番号：市町村が定める課税世帯の対象年齢の年度末まで

2つ目の番号：毎年8月1日から翌年7月末までの1年間の有効期間

<参考：受給資格者証の様式>

受給資格者証の様式は、市町村により異なります
なお、県が市町村に示している様式は次のとおりです

第3号様式（第4条関係）

（表）

⑦ 子ども医療費給付受給資格者証	
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
公費負担者番号 (一部負担金：円)	
受給者番号	
受給資格者氏名	
住所	
子(ふりがな)氏名	受給資格者との続柄
誕生日 年 月 日	年 月 日 男・女
住所	
医療保険被保険者氏名	
保険証番号	有 無
保険者名	
附加給付の有無	
年 月 日発行 市 町 村 印	

（裏）

注 意 事 項	
1	この証は、鹿児島県内の保険医療機関等において子ども医療費の給付を受けられることを証明するものです。大切に保管してください。 ただし、食料医療費や医療機関の費用としないものは除きます。
2	医療保険等を受付するときは、医療費証又は組合員証に添えてこの証を提出する必要があります。医療費証又は組合員証に添えてこの証を提出する必要があります。
3	医療費から交付された高額療養費の「医療費超過額」が支払、併せて返還してください。
4	鹿児島県外の医療機関等で受診した時や、この証を所持しないで受診した場合は、医療費の自己負担分を窓口で支払い、医療機関の受診記録又は、領収書等を添えて〇〇市（町）に給付金の交付申請をしてください。
5	医療費の自己負担分が高額療養費等の支給対象となる場合は、手続が必要となる場合があります。
6	次に掲げていることがあったときは、速やかに本市（町）〇〇課〇〇係までお申し出て、領収書の提出をお願いします。 (1) あなたの住所の医療機関が、市町村から医療機関に指定されたとき。 (2) あなた又は子どもの住所、氏名、医療保険に変更があったとき。 (3) 子どもが生活保護受給の適用を受けるようになったとき。 (4) 子どもが本市（町）から転出するとき、又は死亡したとき。 (5) この証が破れたり、汚れたり、なくなつたとき。
7	住所、〇月〇〇日～〇月〇〇日までの間に住所の転移を伴う場合、〇月〇〇日までに届出届を提出してください。《なお、本市（町）で転移する場合は、届出は不要です。》 詳しくは、〇〇市（町）〇〇課に相談してください。 電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
※	日頃からなんでも相談できる「かかりつけ医」を持ち、まずは、早めにかかりつけ医に相談しましょう。
※	夜間における子ども（おおむね15歳未満の子ども）の急な病気について、保健師等が応急処置や医療機関の受診の必要ななどの対応を行う「鹿児島県小児救急電話相談」を実施しています。 電話番号「0900」番（又は095-254-1185）携帯電話からも利用可能 受付時間 平日・土曜日19時～翌朝8時 日曜・祝日・年末年始8時～翌朝8時

(10) 高額療養費の取扱い

子どもが加入する健康保険によって取扱いが異なります（詳細は参考資料2のP13を参照）

国民健康保険の場合で、対象者から限度額適用認定証等の提示がなされた際は、レセプトの特記事項へ所得区分を必ず記載してください（特記事項に所得区分の記載がない場合は、高額療養費の支給対象となりません）

(11) 医療機関等向け事務の手引き

「鹿児島県子ども医療費助成事業の手引き（医療機関等用）」を作成し、最終版を令和6年度中に県HPへ掲載し、関係機関への周知を予定（参考資料2は現時点の素案）

4. 新制度開始に伴う自動償還方式の終了

(1) 自動償還方式の終了時期

- ア 令和7年4月（予定）からの新制度（現物給付方式）の開始に伴い、子ども医療費助成制度における現行の自動償還方式は終了予定
- イ 令和7年3月末までの診療分に係る子ども医療費は自動償還方式の対象 → 国保連へ自己負担額支払明細書の提出が必要

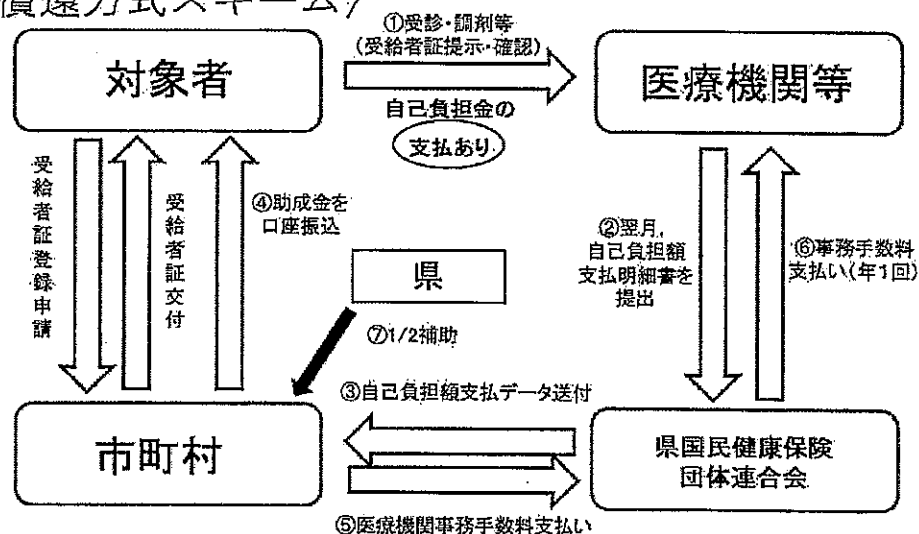
(2) 自動償還対象分の国保連への最終報告期限

- ア 令和7年6月10日まで
- イ 3月診療分だけでなく、過去の医療費について報告漏れがないか御確認の上、期限までの提出に御協力ください
- ウ 期限（6/10）以降は国保連において報告の受理ができなくなりますので、遺漏のないよう御対応ください

医療機関等における対応イメージ

時期	令和6年度			令和7年度			
	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
窓口	自己負担金の徴収あり（自動償還）			自己負担金の徴収なし（現物給付）			
報告等	R7. 3月までの診療分：自己負担額支払明細書を国保連へ提出（6/10※）						自動償還方式事務終了
	R7. 4月以降診療分：併用レセプトにより審査支払機関へ請求						

〈参考：自動償還方式スキーム〉



※令和7年度報告分に係る事務手数料は、件数が確定次第、令和7年度内に支払い予定時期については調整の上、詳細が決定次第御案内します

(3) 国保連への最終報告期限（6/10）以降の対応

- ア 最終報告期限（6/10）以降に、報告漏れに気がついた場合は、医療機関等において、対象者本人へ連絡を行い、市町村窓口で子ども医療費の支給申請等を行っていただく旨の案内を行っていただくよう、御協力をお願いします（市町村において償還払により対応）
- イ 医療機関等からの報告漏れ分については、対象者本人が市町村窓口で支給申請を行う必要があり、対象者本人の負担となるため、最終報告期限（6/10）までの国保連への報告を徹底し、報告漏れが生じることのないようにしてください

(4) 自動償還方式に関する事務委託契約の終了

- ア 自動償還方式に関する事務は，県三医師会等（医療機関等の代表），国保連，市町村の三者契約に基づき実施
- イ 自動償還方式に関する事務委託契約は，現行契約を令和7年度も自動更新の上，年度途中で契約終了（終期は未定）とする方向で，県三医師会等，国保連とは調整済み
- ウ 県三医師会等の所属でない医療機関等が市町村と個別契約等を締結している場合は，今後，契約終了等の手続き等について各市町村からの依頼等が想定されますので御対応をお願いします

5. その他

本説明会で説明した，新制度開始に向けた準備作業や新制度開始後の事務取扱などについて，質問事項等がありましたら，事前に御案内しております以下のアドレスにアクセスの上，電子申請システムにて御入力ください

提出期限は，令和7年1月31日（金）までです

【質問入力先】

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/AFmfgm1t>

